

項	行	項目	意見箇所	修正案	補足説明・備考等	対応方針	反映 (○×)	局部課名
1	－ 15 頁	行目 都市計画道路の整備状況	立3・2・4新青梅街道線の計画延長決定の根拠を教えてください。			P15表中「計画延長決定」→「計画決定延長」に修正延長は、「東京都道路現況調査（令和3年度）」建設局道路管理部 P73中 9,238mを根拠として、9,238/2＝4,619m	○	建設局
2	－ 16 頁	行目 (8)交通 4～5行目及び注釈	(4～5行目) ～市内には5つの駅の設置を想定しています。 (注釈) 多摩都市モノレールのルート・駅位置は市が想定したものであり、確定したものではありません	(4～5行目) ～市内には5つの駅の設置が計画されています。 (注釈) 多摩都市モノレールのルート・駅位置は、東京都が令和4年10月に公表した都市計画素案によるものとなります。	ルートや駅位置を想定としている箇所は、都市計画素案公表済のため、時点修正していただきたい	修正案のとおり修正	○	建設局
3	－ 17 頁	行目 表の数値	野山北・六道山公園の開園面積について修正願います。都立公園としてはR4.4.1現在で98.85haとなります。市立公園が野山北1.81ha、総合運動6.96haとすると、合計が107.62haとなります。	野山北・六道山公園の開園面積を106.95haから107.62haに修正。		修正案のとおり修正	○	建設局
4	－ 21 頁	16 行目 (5) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の流行	「テレワークの普及に伴い、自宅勤務をはじめ、生活拠点内にあるシェアオフィスでのサテライト勤務や、ゆとりある郊外住宅地への転居、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける「二地域居住」など、働き方、暮らし方の多様化が進んでいます。これらの新しい生活様式の変化に伴い、多様なニーズに対応したまちづくりが求められます。」とありますが、例えば、シェアオフィス、サテライトオフィスといったワークスペース機能を誘導しようとしているエリア（例：駅付近といった利便性の高いエリア）はありますか。ある場合は、そのエリアの方針に記載してはいかがでしょうか。 都市開発諸制度（特定街区、高度利用地区、再開発等促進区を定める地区計画、総合設計）では、都市計画マスタープランに位置付けられた機能について、「育成用途」として扱うことが可能となります。			シェアオフィス、サテライトオフィスの誘導に関しては、P70、活力あるまちづくり方針中、■拠点の形成に合わせた商業・業務機能などの導入 において「 新型コロナウイルス感染症を契機とした多様な働き方や新たな生活様式に対応し、シェアオフィスやサテライトオフィスなどの立地の促進を図ります。 」を追記します。 なお、まちづくり基本方針では具体的な地域を示しておりませんが、駅周辺のまちづくりについては深度化を図るため、今年度より「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」の策定に向けた取り組みに着手しております。今後、市民なども含め各駅周辺のまちづくりについて検討を進めていく中で地域ごとの特色が出るような土地利用方針を示して行きたいと考えています。	○	広域調整課
5						都市開発諸制度について 駅周辺などでの土地の高度利用に関しては、実際のところ、現行の高さ制限20mは緩和する必要があると考えておりますが、今後策定する多摩都市モノレール沿線まちづくり方針を踏まえ、地区計画十用途地域で対応することを考えています。延線まちづくり方針の中では一定の高さのイメージを示していきたいと考えています。 諸制度の活用については、高度利用についての需要があるかどうか懸念もあるのでデベロッパなどのヒアリングも行いながら今後の検討を進めていく必要があると考えています。	×	

項	行	項目	意見箇所	修正案	補足説明・備考等	対応方針	反映 (○×)	局部課名	
6	－ 33 頁	19 行目	<<憩いの核>>3点目	～自転車道をいかしたと正確に表記願いたい。		P34の図に示す残堀川自転車道も含むことから「自転車道」の表記としています。	×	建設局	
7	－ 36 頁	行目	駅名	図 駅名の記載方法	駅名について、No1～5駅と記載があるが、東京都の素案では（仮称）がつく。東京都の素案を踏まえたのであれば、（仮称）を追記願いたい	他のページにも同様の記載があるため、そちらも同意見	修正案のとおり修正	○	都市基盤部
8	45 頁	20 行目	土地利用の方針	複合住宅地区	都営村山団地の建替えに伴い創出された用地は、商業、医療等の生活利便機能や公共公益機能などの誘導により、生活の中心地としての住宅地の形成を図ります。 (コメント) ・確認ですが、もう一つのサブ核に位置付けられているNo5駅周辺については、No1駅と同様もしくはNo2, 3, 4駅とは違う土地利用の方針となると思います。P42では沿道型の色塗りとなっており、面的な拠点性は求めないのでしょうか。	・誤記訂正（送り仮名の類） （建て替え⇒建替え） p14、85も同様 ・区域マスとの整合性 （生活拠点⇒生活の中心地） ・他の記載箇所との整合性 （施設⇒機能、導入⇒誘導）	修正案のとおり修正 なお、P44 中高層住宅地区も修正します。 緑が丘地区は・・・、中高層住宅地として計画的・効率的な整備を促進します。 ↓ 緑が丘地区は・・・、中高層住宅地としての 土地利用を誘導します。 No5駅周辺について、 新青梅街道沿道地区まちづくり計画において、サブ核周辺ゾーンは更なる土地の高度利用や商業・業務機能の集積等が掲げられており、拠点性の位置づけはあります。 面的整備などに関しては、今後、市民意向調査や市民ワークショップの開催等により、市民（地権者）の皆様の意見を聴きながら、駅へのアクセス道路の整備を含めた駅周辺のまちづくりに関する検討の中で必要に応じ位置づけていきたいと考えています。従いまして、マスタープランでは面的整備などの記載は行わないこととしています。	○	住宅政策本部 住宅企画部
9	－ 50 頁	9 行目	2 道路・交通環境の整備方針	(誤) 実現化に向けて事業が	(正) 事業化に向けて手続きが		修正案のとおり修正	○	都市基盤部
10	－ 50 頁	行目		全体	「多摩都市モノレールを永続的なものとしていくため、市としても、自分ごととして、利用者増につながる取り組みが必要」といった主旨の記載を追加願いたい。	別ページでも可	P47 ■多摩都市モノレール新駅周辺のまちづくり 3/4 目 多摩都市モノレール新駅想定地周辺においては、 商業・業務、医療福祉施設、住宅などの多様な都市機能を誘導し、生活利便性を高めることでモノレールの効果を最大限波及させるまちづくりを進めます。	○	都市基盤部
11	2 － 51 頁	1 行目	■骨格となる幹線道路の体系的な整備	～関係機関と連携して整備を促進します。	～関係機関と連携して 調整・検討を行った上で、体系的な道路網の形成を図ります。	・未着手の都市計画道路の見直しの可能性を含む記載はいかがでしょうか。	修正案のとおり修正	○	都市基盤部
12	－ 56 頁	行目	公園・緑地等の整備方針	都市計画公園・緑地の区域等、都市計画変更を想定されている場合、それにつながる文言を記載してはどうでしょうか	本年5月頃、区域の一部削除について電話相談をいただいていたため、なお、具体的な予定がなかったり、熟度が低い等の事情であれば、無理に記載いただく必要は無いと考えています。	「都市公園・緑地の整備方針」に基づき整備していただくこととしております。また現時点で削除変更等は考えておりませんのでこのままといたします。	×	緑地景観課	
13	－ 62 頁	行目	災害に備えた対策と体制づくり 残堀川、空堀川の治水対策の強化	空堀川は、1時間当たり65mmの降雨に対し	空堀川は、年超過確率1/20（時間当たり65mm規模）の降雨に対し	現在、東京都で改定作業を進めている柳瀬川流域河川整備計画に記載している表現が正確な表現となります。整備計画の表現と併せる形で修正をお願いいたします。	修正案のとおり修正	○	建設局

項	行	項目	意見箇所	修正案	補足説明・備考等	対応方針	反映 (○×)	局部課名	
14	－ 62 頁	8 行目	■残堀川、川堀川の洪水対策の強化	東京都豪雨対策基本方針において対策強化流域に追加された空堀川流域は、	東京都豪雨対策基本方針において、柳瀬川流域として対策強化流域に追加された空堀川流域は、	空堀川流域が単体で対策強化流域に追加されたように見えるので記載方法を検討してください。	修正案のとおり修正	○	都市基盤部
15	－ 69 頁	行目	(1) 誰もがいきいきと生活できるまちづくり	市内の公共施設は、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインの導入を推進します。	市内の公共施設や日常的に様々な方が利用する施設は、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインの導入を推進します。	飲食店などもバリアフリー法の対象ですので、公共施設に限らず多数の人が利用する施設について、ユニバーサルデザインまちづくりを推進する旨の記載を検討していただけますでしょうか。	修正案のとおり修正	○	市街地建築部
16	79 頁	行目	地域の将来像	図	(コメント) ・N01駅周辺も②の図示が必要ではないでしょうか ・①について、45頁の内容とリンクしたイメージ図を作成したほうが良いのではないのでしょうか。	・将来の用途地域変更を見据えて、用途・規模を連想させるイメージ図を掲載したほうが良いと思います。 ・また、当該箇所は「サブ核」としての位置付なので、他の駅と区別したほうが良いと思います。	・①などの番号表示があると逆に誤解を生むとの意見も多く、番号表示はなしといたします。 ・商業や業務（公共施設）などの導入を想定しているため、イメージ図を修正しました。	○	住宅政策本部 住宅企画部
17	－ 80 頁	行目	まちづくりの方針図	多摩都市モノレール新駅周辺の景観等に配慮した規制の検討	多摩都市モノレールの駅舎が市の景観規制に縛られると誤解されそうな表記にしないいただきたい。	その他にも同様の記載あり	駅舎というよりは周辺の建物などに関する意味合いでしたが、「多摩都市モノレール新駅周辺」を削除し駅舎がとらえられにくいようにいたします。	○	建設局
18	82 82 頁	17 行目	分野別方針	複合住宅地区	都営村山団地の建替えに伴い創出された用地は、商業、医療等の生活利便機能や公共施設機能などの誘導により、生活の中心地としての住宅地の形成に向け、地区計画制度等を活用し計画的な土地利用を誘導します。	・45頁修正案との整合 ・「地区計画制度等」は都市計画としての手段であって、「効率的な整備」を行えるものではないと思います。 ・また、同じく「計画的な整備」を担保するものではなく、「計画的な土地利用を誘導」する手法であると思います。 ※p77でも計画的な土地利用の誘導としています。	修正案のとおり修正	○	住宅政策本部 住宅企画部
19	－ 86 頁	8 行目	景観・環境まちづくりの方針(1) 2点目	～街路樹などによる歩道の緑化や無電柱化により、	～街路樹などによる緑化や無電柱化等により、	その他にも同様の記載あり	修正案のとおり修正	○	建設局
20	－ 89 頁	行目	1-2 アンケート調査による今後のまちづくりに関する意見	【円グラフ】 「道路や公共交通が整ったまち」について、ネガティブな意見のみ記載しているが、ポジティブな意見はなかったのか。現実では、中央地域では、モノレール導入に対し否定的で、反対しているような印象を受ける。	左記を踏まえ、修正可能であれば修正願いたい。	別ページでも可	ポジティブな意見を挿入	○	都市基盤部
21	3 95 頁	1 行目	(1) まちの骨格となる道路づくり	まちの骨格道路となる立3・4・39～東京都と連携して事業を促進します。	まちの骨格道路となる立3・4・39～体系的な道路網の形成を図ります。	立3・4・39には、未着手区間（都施行・市施行予定の両方）を含むため、左記の記載はいかがでしょうか。	修正案のとおり修正	○	都市基盤部

項	行	項目	意見箇所	修正案	補足説明・備考等	対応方針	反映 (○×)	局部課名
22	一頁	行目 全体	<p>既成市街地等における民有地の緑化を推進するためには、緑化地域の指定のほか、地区計画緑化率制度や市民緑地認定制度の活用等が効果的であり、特に市民緑地認定制度は空き地の有効活用方策としても考えられるため、必要に応じてこれらの指定、活用に向けた検討を進めることが望ましいと考えます。今後20年を見据え、指定や活用に向けた取組やその検討の方向性等について記載することはできませんでしょうか。</p>			<p>改訂中のみどりの基本方針との整合を図り以下のように修正を行います。 P59 ■ 市民等参加による公園づくり</p> <p>……リーダーの養成についての検討を進めます。 また、民間主体が空き地等を活用した公園づくりを行う市民緑地認定制度や公園利用者の利便性の向上、公園管理者の財政負担の軽減のための公園設置管理制度等についての研究・検討を進めます。</p> <p>P64 狭山丘陵、武蔵野……形成を図ります。 みどりが不足している市街地などでは、必要に応じ緑化地域制度など効果的のみどりを創出する取組みについて調査・検討を行います。 公共施設や……</p>	○	緑地景観課
23	一頁	行目 全体	<p>農地の保全・活用全般に関する考え方とともに、保全を図るべき農地や公園等として活用を図るべき農地の考え方（場所や地域等）を示すことはできませんでしょうか。</p> <p>また、農地や良好な居住環境等の保全のためには、必要に応じて田園住居地域の指定や地区計画制度の活用、農の風景育成地区制度の活用等が効果的であるため、これらの指定、活用に向けた検討を進めることが望ましいと考えます。今後20年を見据え、指定や活用に向けた取組やその検討の方向性等について記載することはできませんでしょうか。</p>			<p>生産緑地が市内にまんべんなく点在しており、一定の区域で用途を貼り付けにくいことや地権者の合意形成が図れないなどの状況から、方針として記載していません。</p>	×	緑地景観課